

集団的自衛権の行使容認に反対する会長声明

2014年5月2日

岩手弁護士会

会長 榊田 裕之

1 2012年12月、自由民主党が政権与党となって以来、集団的自衛権の行使を容認しようとする動きが、政府の憲法解釈及び国会での立法活動において加速している。

すなわち、安倍首相は、2013年2月、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」を5年ぶりに再開させて集団的自衛権の行使について見直しを開始し、また、本年1月24日の施政方針演説において、集団的自衛権の行使を可能にする憲法解釈の変更について意欲的な姿勢を示している。

また、自由民主党は、集団的自衛権の行使が明記された国家安全保障基本法の制定や、自衛隊法をはじめとした関連法に集団的自衛権の行使に関する規定を盛り込む法改正を今国会中におこなうことを目指している。

2 集団的自衛権とは、政府解釈によれば、「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」をいう。このような集団的自衛権の行使は、下記の理由から、憲法の定める平和主義や立憲主義を根幹から否定するものであって、到底許されない。

(1) まず、集団的自衛権の行使容認は、憲法9条の存在意義を無にするものであり、憲法の平和主義を根幹から否定することになる。

そもそも、従来の政府の憲法9条解釈は、自衛隊を合憲とした点では憲法9条の存在意義を低下させたという問題があったが、その政府解釈においても、我が国が行使しうる自衛権は個別的自衛権に限定され、自衛隊の装備及び活動もこれに必要な最小限度の範囲内で許容されるに過ぎず、集団的自衛権行使は我が国を防衛するための必要最小限度の範囲を超えるものであり憲法上許されないとの見解を確立することで、憲法9条の存在意義はかろうじて保たれ、現在まで平和国家の建前を何とか維持してきたのである。

しかしながら、集団的自衛権の行使容認は、政府解釈においてかろうじて保たれていた憲法9条の存在意義を根幹から否定するものであり、「平和国家」から「軍事国家」への転換を招くものであって、到底許されない。

- (2) また、政府による憲法解釈の変更、あるいは立法によって、集団的自衛権の行使を容認することは、憲法9条に明白に違反するものであり、憲法で国家権力を拘束して権力の濫用を防ぐという立憲主義をも根幹から否定することになる。

すなわち、自衛隊のみならず、集団的自衛権の行使も憲法9条が容認していると解釈することは、上記のとおり憲法9条の存在意義を無にするものであり、論理的に成り立ち得ない解釈であって、憲法解釈の限界を超えるものである。その意味で、集団的自衛権の行使容認は、憲法9条に明白に違反する。

かかる明白な憲法違反を、憲法尊重擁護義務（憲法99条）を負う政府や国会が公然と行うことは、憲法を正面から無視することであって、立憲主義を根幹から否定することになる。

- 3 よって、当会は、平和主義及び立憲主義の見地から、憲法解釈の変更により集団的自衛権行使を容認すること、及び立法により集団的自衛権行使を容認しようとする動きに対して、強く反対する。